

## 第47号

暑い今年の夏、先月の7月は全国的に異常な暑さに見舞われていますが、皆さんお元気ですか。

今年の東北地方の7月平均気温が“史上最暑”になりましたが、もう少しこの暑さが続きそうな予報が出されています。夏休みでお出かけの方々は、暑さ対策をしっかりされて、短い夏を充分に楽しんでください。

心待ちしていた東北の「夏祭り」が本番を迎え、こちらは暑い熱気が感じられますが、東北楽天イーグルスは、なかなか最下位から抜け出せませんね。田中マーくんが怪我から戻ってきて、何とか9連敗を脱したので皮切りにクライマックスシリーズ進出に向けて熱いエールをおくりたいと思います。

一方、早いもので行事は後半に入ります。自主講習(特定高圧ガス取扱、CE 受入側保安)、「高圧ガス保安活動促進週間」、「国家試験」、「保安大会」と、大きな行事が目白押しです。

さらに、9月末には、支部事務所の移転も大きな行事となりました。新事務所のお知らせは後述しますので、お近くにお寄りの際には、是非お立ち寄りください。お待ちしております。

(本「杜の葉」は、KHKホームページ(支部サイト:下記アドレス)からもご覧になれますので、是非こちらからもどうぞ。)

[http://www.khk.or.jp/branch/siori\\_bac\\_num.htm](http://www.khk.or.jp/branch/siori_bac_num.htm)

## ○特定高圧ガス取扱主任者講習 (液化酸素・液化塩素・特殊高圧ガス) CE 受入側保安責任者講習 (申込中)

- ▼「特定高圧ガス取扱主任者講習」  
特定高圧ガス消費において取扱主任者の資格養成講習です。
- ▼「CE 受入側保安責任者講習」  
移動式製造設備により高圧ガスを貯槽 (CE) 又は容器に受け入れる事業所の保安責任者養成講習です
- ▼ まだ申込みを希望される方は、支部まで。  
下記のインターネットから講習の案内が入手できます。

【申込先】高圧ガス保安協会東北支部  
☎022-268-7501 fax 022-211-0154  
E-mail : [tohoku@khk.or.jp](mailto:tohoku@khk.or.jp)  
→ <http://www.khk.or.jp/branch/touhoku.html>

### 【特定高圧ガス取扱主任者】講習

- ・ 講習日時；H22. 8. 26～27
- ・ 講習・検定会場；宮城県建設産業会館  
(仙台市青葉区支倉町 2-48 )
- ・ 検 定 日；H22. 9. 17(金)

### 【CE 受入側保安責任者】講習

- ・ 講習日時；H22. 10. 7～8
- ・ 講習場所；宮城県管工事会館  
(仙台市青葉区本町 3-5-22)
- ・ 検 定 日；H22. 10. 7(木)

## ○ 平成22年度 国家試験受験の受付、間もなく！

- 平成22年度高圧ガスの国家試験は来る11月14日(日)全国一斉に実施されますが、7月9日(金)から願書を配布しております。
- 申込は、8月23日(月)から9月3日(金)です。
- インターネットからの申込は、最終9月5日(日)の17時までです。(ネット申込がお得で便利です)



- 国家試験は年に一度の全国一斉の試験ですので、申込み忘れのないようご注意ください。また、インターネットでもご案内しておりますのでご利用下さい。

[http://www.khk.or.jp/denshi/shiken/internet\\_goannai.html](http://www.khk.or.jp/denshi/shiken/internet_goannai.html)

- お問い合わせ、願書の請求は、東北支部まで。

## ○ 新刊図書のご案内！ 購入、照会は東北支部まで

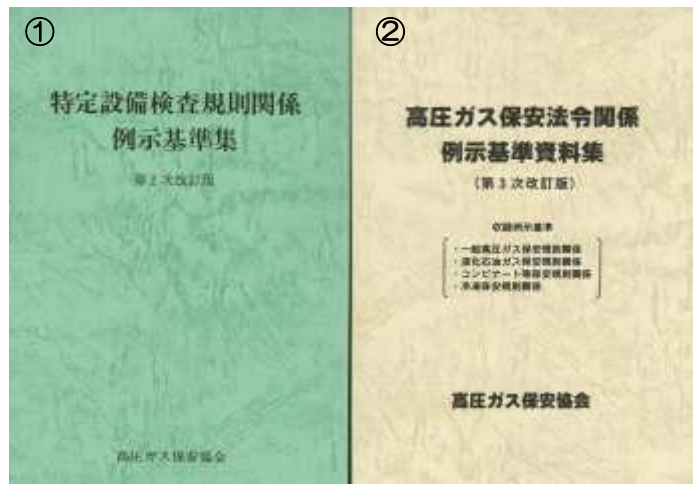
### 【例示基準】

- ① 特定設備検査規則関係 (第3次改訂版)
- ② 高圧ガス保安法令関係 (第3次改訂版)

【申込・照会先】高圧ガス保安協会東北支部

☎022-268-7501 fax 022-211-0154

E-mail: [tohoku@khk.or.jp](mailto:tohoku@khk.or.jp)



(B5版) (特定 2,500円 法令関係 1,700円)



【LP、特定高圧ガス、販売、移動監視者向け】  
(資格取得をしたい方には必携です！)

③ 「よくわかる 基礎計算問題の解き方」  
(B5版 2,000円)

- ・ 設備士、販売、特定、移動等の基礎計算に強くなります。
- ・ 丁寧な解説で分かり易い。
- ・ 計算問題の基礎からしっかり学べます。

【各指針】(平成22年6月30日改訂)

- ①第一種製造者(一般事業所用) ②第一種製造者(特定事業所用)  
(2,000円) (2,200円)

- ③第二種製造者、貯蔵所、販売業者、特定高圧ガス消費者用 (1,000円)

危害予防規程の指針、保安教育計画の指針、地震防災規程の指針等が合本されました。

保安教育の指針



○ 検査員情報！ 第11回

中G~！検査員からの一言「ちょっといい話」



「高圧ガス事故の定義・情報の収集の在り方等」について

今回は、4月末に「高圧ガス事故情報小委員会」から高圧ガス事故の定義や収集の在り方などについて、これまでの検討結果の報告がありましたので、高圧ガス事業所や高圧ガスを取り扱っている皆様には関心が高いと思いますので、その報告概要をご紹介します。

この検討の背景には、近年、高圧ガスやLPガスの分野において、ここ数年特に、「漏洩」事故が急増していることがあげられます。以下は、4月27日第4回委員会の報告です。

1. 現状の事故の定義(特に漏洩など)については、これまで不明確なところがありましたが、この委員会では事故について方向性と取り扱いの在り方を見直し、統一的に事故情報の蓄積・活用を図ることを提言しております。

また、この中で、議論となっています「漏洩」については、微量な漏洩であっても毒性ガスや可燃性ガスなどでは大事故に繋がることもあり、他方、漏洩の共通する課題の抽出に活用される可能性からもこれまで通り報告を求めるものです。

ただし、次の場合には事故報告を要しないものとして整理されました。

- ①漏洩したガスが毒性・可燃性ガス(液化石油・天然ガスを除く)以外のガスであって、漏洩の部位が締結部(フランジ・ねじ・管接手)または開閉部(バルブ、コック)であり、漏洩の程度が微量(石けん水等を塗布したとき気泡が発生する程度)で、かつ、人的被害のない漏洩。

(次ページへ続く)



②完成検査、保安検査、定期自主検査における耐圧・気密試験時の少量の漏れであって、人的被害のない漏洩。

2. 消費中や高圧ガス設備以外のガス設備での事故の取り扱いは、高圧ガス法第63条の「高圧ガスについて災害が発生した場合」には高圧ガス部分は勿論のこと、低圧ガス部分でも災害が発生したとき事故に含まれると解釈されています。(例、LPガス燃焼中の中毒事故も報告。)

しかし、この法第63条の「高圧ガスについて災害が発生した場合」の外延(例、消費中に火花が飛火引火し災害が発生、他の原因により二次的に被害が発生など)が不明確である指摘があるが、このようなことから、今後の方向性としては、

①高圧ガスが存する部分以外の事故として、高圧ガス法の技術上の基準に違反があり、その結果

災害が発生した場合、高圧ガスが存する部分に限らず「災害が発生した場合」として報告を求める必要がある。一方、法の技術上の基準に従って行われ、例えば溶接作業中に火花が周辺に引火して火災となった場合など、高圧ガスが存する部分以外の事故で、法の違反がないケースについては報告を不要とする。(ただし、この場合は、「明らかに違反がない場合」を除き、前広に報告求めることとし、「違反が判断出来ない場合」や「次の②に該当するものは報告が必要。)

②二次被害による事故(もらい火等)については、他の原因により災害が発生し、二次被害を被ったときであって、法違反がない場合には、法第60条第2項により、「高圧ガスの製造のための施設(略)が危険な状態になったとき」に該当するケースは報告を求める。

3. 事故情報の収集の在り方については、

① 事故の98%が漏洩事故であるため、原因をより効果的に把握できる報告様式にする。

→ 漏洩の詳細を把握

② 事故発生原因の「劣化(腐食・摩耗・疲労等)」の対処措置を把握。

→ 「災害事象」と「事故発生原因」を「事象」「事故原因」に再編し、本質的な事故原因を把握

③ 現行の様式は大規模コンビナート事故を想定しており、冷凍事業所、移動中の事故など記入しづらい。 → 事故事例の多寡を踏まえ、選択肢を拡充

④ 喪失・盗難は、別途簡便な報告様式とする。  
→ 別途定めて報告書の簡素化

⑤ 事故の凶面、写真等を収集。 → 凶面、写真情報の添付

⑥ 事故の社会的影響(事業所外へも影響・被害状況、報道ぶり)も重要な要素であり、これらが把握できる様式。 → 記入を求める

4. 高圧ガス事故情報の活用の在り方では、国は都道府県から提出された情報を①データベース化、②事故統計の作成、③個別事故の調査、④類似的事故の解析調査等の結果をホームページにて公開、資料として配布している。

また、高圧ガス関係諸団体でもそれぞれの分野、専門範囲の中で事故事例を収集・分析・活用が行われている。

しかし、都道府県からの報告の情報が活用しきれているか、また、軽微な事故を含む類型的事故の分析が重要ではないのか、さらに、集計・分析されたデータ・調査結果をどのように活用するかなど、課題も指摘される。

これらの課題を踏まえ、今後については、事故情報の収集・分析・活用を充実すべきとして、①類型的事故の解析調査を定期化して拡充、②事故解析の調査結果について、単に分析・解析に留まらず、事故の教訓や対応策を充実し関係業界に能動的に働きかけ災害予防に活用、③最新データを速やかにHP等で公開し、幅広く周知徹底を図り、紙媒体のみではなく、メーリングサービスなどのより能動的な発信、現場レベルに浸透する工夫や取り組みが望まれる。

今後、これらの提言を踏まえ、原子力安全・保安院では事故報告書の変更やマニュアルの作成などの整備が行われます。

なお、改正されるマニュアルによる報告の実施時期は、統計上の問題などから来年の1月実施となることが有力視されている。

以上

## ○ 新東北支部事務所はこんなところ！



仙台本町ビル



正面玄関

- ☆ 新事務所は、来る9月27日(月)から業務開始予定です。!
- ☆ 住所 〒980-0014  
仙台市青葉区本町2-3-10  
(仙台本町ビル7F)
- ☆ TeL 022-268-7501  
Fax 022-211-0154  
(番号は変更ありません)
- ☆ 「仙台本町ビル」は何処?  
・以前は太陽生命ビルとも云われていましたが、仙台駅から北西に約800mに位置し、広瀬通りと東二番丁通りの角、江陽グランドホテルの西隣です。  
・地下1階、地上12階建ての商業ビルです。1階には、広瀬郵便局、あゆみBOOKS、LLサイズの洋品店、2階以上は事務所やテナントが入居しています。地下には飲食店もあります。
- ☆ 「交通機関」は?  
・仙台駅西口から徒歩8~10分程度です。  
(← 順路参照) タクシーでは数分。  
・地下鉄利用では「広瀬通」駅の↑西1出口を出て直ぐの目前です。(雨降りでも大丈夫!!)
- ☆ この周辺は、仙台の中心街です。銀行や行政機関にも近く、ビジネスや買い物にも最適です。
- ☆ 新事務所は、7階のエレベータを降りて正面左手側の2番目の部屋です。
- ☆ 縦長のフロアですが、入って直ぐに閲覧コーナー、続いてミーティングルーム、会議室兼作業室、その奥が事務室です。窓は南側にあり、眺望も楽しめます。
- ★★ お近くにお越しの際は是非お寄り下さい。お待ちしております。

### 事務局から

皆様本当にお疲れ様です。  
連日の猛暑に溶けてしまいそうな今日この頃ですよ。

そんな中、東北の夏祭りが開催され、何処も大変な人出だったようです。特に仙台の「七夕」は曆に恵まれて、昨年より27万人多い235万人の人出だったそうです。

後は、8月28日開催の「大曲の花火大会」でしょうか?この花火大会は全国の花火師が自分たちの腕を披露する全国花火競技大会です。今年は記念すべき100周年を迎えるため、「100年お祝い花火」も打ち上げられ、花火以外にも沢山の催し物で大会を盛り上げるらしいです。毎年全国からの花火ファンが訪れるので、100周年記念の今年は相当混雑しそうです。熱中症に十分注意して短い東北の夏を楽しんで下さいね。

そうそう、9月にもお祭りがありました! 昨年、葉でもご案内した「ストリートジャズフェスティバル」。今年は9月11、12日ですよ。是非行ってみて…とっても楽しいから…

結構、仙台はお祭り好きかもね!!

そんなお祭り好きの仙台市の観光交流課がおもてなし集団「伊達武装隊」<http://www.datebusyou.jp/> と言うのを企画し先日出陣式を行ったそうです。

豪華絢爛の衣装に身を包んだ、伊達宗政や片倉小十郎、支倉常長などが、迫力ある立ち回りや口上、寸劇などパフォーマンスを披露してくれるらしいです。

既に情報を聞きつけた「歴女」の政宗ファンが全国から追っかけて来ているらしいですが、皆さんも仙台を訪れたとき、パフォーマンスを見て記念撮影などして楽しんでみてね!!

高圧ガス保安協会東北支部  
☎022-268-7501  
fax 022-211-0154  
E-mail: [tohoku@khk.or.jp](mailto:tohoku@khk.or.jp)





## ご案内



### 高圧ガス保安, 社内教育等のご担当者様へ

お客様のご要望にお応えします!

## 高圧ガス保安教育 **出張講習** のご案内

当協会では、高圧ガス保安のために、高圧ガス関連業務を実施されている企業等の従業員の方々を対象に、お客様の業務内容、施設・設備等を踏まえた個別のカリキュラムによる、高圧ガスの保安教育出張講習をご提案、実施しています。必要に応じて「修了証」も発行いたします。

この講習は、社内での保安教育の実施にお困りのお客様や、いつもと違う保安教育を実施したいお客様、初心者向け・経験者向けに保安教育を実施したいお客様等、様々なお客様のニーズに合った保安教育のお手伝いをさせていただくことを目的としています。

これまで、初心者、経験者、管理職等を対象とした法令や保安管理技術等の講習を実施してきました。高圧ガス関連の豊富な知識と経験に基づく、充実した内容であることから、ご利用されたお客様からは大変ご好評いただいておりますので、高圧ガス関連事業所はもちろん、半導体メーカー、大学の研究室、病院等の高圧ガスを使用される皆様のお役に立てれば幸いです。

引き続き、皆様の高圧ガス保安に関する社内教育のお手伝いをさせていただきますのでご興味がありましたら、当協会までお気軽にお問い合わせください。

#### これまで開催した出張講習会の一例

大手電気機器メーカー 部長等（職員1,000名、管理職100名）の法令知識向上を目的とした講習会

宇宙センター 作業員等（約40名）の保安管理向上を目的とした講習会

高圧ガス製造事業者 社員（約40名）のスキルアップを目的とした講習会

大手製紙メーカー工場 管理職（約20名）の法令知識向上を目的とした講習会

#### （お問合せ先）

高圧ガス保安協会 東北支部

Tel 022-268-7501 Fax 022-211-0154

なお、検査、検定、認定、検定試験、国家試験等に係わる出張講習につきましては実施できませんのでご了承ください。